

2016JR総連春闘を職場から闘おうシリーズ④

2016年度賃金引き上げ夏季手当第2回団体交渉開催 会社は要求に応えず不誠実な姿勢！

会社の現時点での見解に不満！

本部は2月29日、「2016年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求の申し入れ」（申第18号）に基づく、第2回団体交渉を開催しました。

今回は、会社が現時点における見解を示しました。しかし、その内容は賃金引き上げと夏季手当については「議論の上、決定する」としたものの、諸手当、割増賃金、「専任V」をはじめとする60歳以上の雇用条件・労働条件、交番検査の検査周期の延伸中止などの諸要求について要求に全く応じていないもので、本部は不満の意を表明しました。会社の業績は、第3四半期の決算において過去最高の利益を計上し、その後も経営は順調に推移しています。にもかかわらず、会社は要求に対して現場の実態を無視した不誠実な見解を示しました。

会社には私たちの要求に応える能力が充分あります。しかし、様々な理由をもって賃上げを抑制しようとする目論んでいます。こうした策動を許さず、全組合員の力で満額回答を勝ち取りましょう。以下現時点での会社の主な見解です。

組合：定期昇給額は一律1,500円とし乗数4の完全実施をすること。

会社：昇格の意欲を阻害しない観点から、定期昇給額が逡減するよう設定しているこれを変える考えはない。

組合：「専任V」を撤廃すること。

会社：従前の雇用基準に該当する者との公平性を確保するため経過措置に則り「専任V」を設定しており、これを変える考えはない。

組合：専任社員の年齢を考慮した勤務形態、直近職場への転勤、高齢者交番の作成等を行うこと。

会社：高齢者であることを理由に特別な業務内容、勤務形態は考えていない。

組合：各種手当の増額を行うこと。

会社：整合性のある賃金体系へ変更してきている。支給額を変更する考えはない。